職員団体交渉（全労働青森支部）議事概要

青森労働局長（当局）は、平成 31 年３月 18 日（月）、全労働省労働組合青森支部執行委員長（全労働）と交渉を行った。

この交渉の概要は、以下のとおりである。

（全労働）

１．労働行政体制の拡充について
２．賃金・諸手当について
３．「労働基準監督署の組織・業務改革」について
４．人事評価制度について
５．都道府県労働局の「新人事制度」について
６．職業安定行政の「新人事管理」について
７．公務員宿舎の改善について
８．労働時間・休暇制度の改善について
９．高齢期雇用・定年延長について
10．民主的な労働行政の運営について
11．職員の健康・安全の確保について
12．労働条件、職場環境等の改善について
13．人事異動に関する要求について

（当局）

１．労働行政体制の拡充について

厳しい定員状況の中においても、行政ニーズに応じた効率的かつ効果的な行政運営体制を構築するためには、より一層の業務簡素・合理化が重要であると認識している。

新規施策の導入や業務集中化等の業務変更に当たっては、支部と意見交換しながら、誠実に対応していきたい。

２．賃金・諸手当、８．労働時間・休暇制度の改善、９．高齢期雇用・定年延長について

公務員の賃金については、社会一般の情勢を反映した適正な水準にすべきであるとともに、国の行政組織の実態、公務の特殊性及び職員の生活実態等を十分考慮し、公務員が安心して職務に精励できるように適切な措置を講ずることが必要と認識しており、給与については、国民の奉仕者としてふさわしい、社会一般の情勢に適応した適正な給与が支給されるべきである。

特に全国斉一行政を展開し、広域での異動をしてきていることも踏まえて、そうしたものを阻害することのないよう、制度の見直し、あるいは運用に当た

っては、慎重な取り扱いがなされるべきである。
　また、社会一般情勢に適応すること（民間準拠）は必要であるが、その中で、職員のモチベーションアップにつながる賃金の改善や労働時間・休暇制度の改善等が必要である。
　特に再任用職員については、長い行政経験を十分に発揮しうるような体制整備が必要であると認識している。

３．「労働基準監督署の組織・業務改革」について
　労働基準監督署の組織・業務改革について、業務の状況を把握し、業務が適正に遂行されるよう、引続き誠意をもって対応していきたい。

４．人事評価制度について
　人事評価については、評価についての信頼が何よりも重要であり、評価の斉一性や公正性を保ち、恣意的な運用とならないように努めている。今後ともそうした努力をしてまいりたい。

５．都道府県労働局の「新人事制度」について
　新人事制度については、監督官、共通採用事務官のいずれについても、その専門性を有する職員の育成を図るため、支部からのご意見等もいろいろな場面で聞きつつ、運用をしてきているところである。

６．職業安定行政の「新人事管理」について
　職業安定行政の「新人事管理」については、本人希望を尊重した異動となるよう運用されていると認識しており、支部からのご意見等も聞きつつ運用をしてきており、今後も同様との認識である。

７．公務員宿舎の改善について
　公務員宿舎については、主として福利厚生（生活支援）としての宿舎は認めないとの方針のもと、縮減が図られてきているところであるが、真に公務上必要な宿舎の整備については必要であると認識している。

10．民主的な労働行政の確立について
　開庁時間延長の縮小については、今後も手を緩めることなく、関係機関からの意見も聞きながら、積極的に本省に訴えていきたい。

11．職員の健康・安全の確保について
　職員の健康管理や安全確保は重要だと考えており、特定保健指導の受診勧奨やメンタルヘルス対策等に今後もきちんと取り組んでいきたい。また、安心して職務に専念できる職場環境の整備のために必要な予算の確保のため、本省へ

積極的に働きかけを行ってまいりたい。

12. 労働条件、職場環境等の改善について

庁舎等の改善・整備等については、各所属からの要望も踏まえ適切に対応するよう、今後とも努めていきたい。

13. 人事異動に関する要求について

人事異動にあたっては、本人の意思を尊重し、家庭事情等にも配慮し、過度の負担となることのないよう、努めていきたい。

以上